

食料・農業・農村基本法の成立にあたって（談話）

本日、国会において、農政における憲法と評される食料・農業・農村基本法改正案が可決・成立しました。

改正基本法では、食料安全保障の確保が基本法の目的に加えられたことをはじめ、適正な価格形成の実現につながる記載や、多様な農業者の位置付け等、J Aグループのこれまでの要請内容を概ね反映いただきました。

改正基本法の成立によって、我が国農政は、まさに歴史的な転換点を迎えました。今後は、改正基本法に基づき、将来にわたる食料安全保障の確保が図られるよう、新たな食料・農業・農村基本計画の策定等を通じ、施策の具体化と中長期にわたる万全な予算確保が図られるものと確信しております。

令和6年5月29日

全国農業協同組合中央会
代表理事会長 山野 徹